

令和元年 第7回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年7月5日(金) 午前9時00分～午前11時35分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(33人)

1番 片渕久司 委員	3番 川崎勝巳 委員	4番 津田 保 委員
5番 井上保博 委員	7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員
9番 中村勝郎委員	10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員
12番 岩石 学 委員	13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員
15番 香月幸雄 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員
22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員
25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員
28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員
32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員
35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員(3人)

2番 香月一夫 委員 6番 木室徳好 委員 16番 香月伸幸 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて
(3) 農地法第4条の規定による許可申請について
(4) 農地法第4条及び5条の規定による許可申請について
(5) 農地法第5条の規定による許可申請について
(6) 令和元年白石町農用地利用集積計画(7号)の承認決定について
(7) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
(8) 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について

報告事項 (1)合意解約の報告
 (2)農地賃借料情報の提供について

業務連絡事項 (1)第8回農業委員会総会の日時及び場所
 (2)農業委員会だよりについて
 (3)その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原雅紀 課長補佐兼農地農政係長 香月康彦

農地農政係長

吉原浩

農地農政係

川崎由香

農地農政係

川崎正己

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和元年 7 月第 7 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第 7 回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、2 番香月一夫委員、6 番木室徳好委員、16 番香月伸幸委員から欠席の届けがあっております。本日の出席委員は 36 名中 33 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、12 番岩石学委員、13 番井崎陽子委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 112 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 112 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 112 号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。大字堤字船野〇〇番、田 451 m²、同じく〇〇番、畑 171 m²、計 622 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。譲受人は、福岡県久留米市小森町〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

空き家・空き地に付随した特例農地としての売買です。当該農地については、令和元年 6 月 5 日の総会において空き家・空き地に付随した特例農地として承認されたものです。譲受人は、今回譲受される農地に畑作物（野菜）を栽培される予定です。

稼働力は男 1 名です。農機具については、耕運機を 1 台確保されています。地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として6月26日に事務局と現地確認を行いました。申請地は、空き家・空き地に付随した特例農地として、6月5日の農業委員会総会で指定承認をされた農地です。譲受人は、現在、福岡県久留米市に在住とのことですが、今後、申請地に隣接する場所に移住され、周辺地域と協力して耕作することを約束されておりますので、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第112号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第112号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第113号 =

議長 続きまして、議案番号第113号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第113号。

権利の種類は所有権移転(売買)です。

申請農地の表示。大字牛屋字三本谷〇〇番、田599㎡です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地、共栄の〇〇さんです。

耕作面積は、田14,563㎡、畑53㎡、計14,616㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人双方の要望です。譲受人は、今回、譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、

労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図は2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として6月26日に、事務局と現地確認を行いました。譲受人は、お勤めのかたわら、現在、米を中心に約1.4haの規模で営農されております。今回の申請農地については、譲受人が以前から借り受けて耕作されていたこともあり、譲受人、譲渡人双方の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第113号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第113号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第114号＝

議長 続きまして、議案番号第114号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第114号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字牛屋字三本谷〇〇番、田520㎡です。

譲渡人は、大阪府富田林市藤沢台〇丁目〇番、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地、共栄の〇〇さんです。

耕作面積は、田14,563㎡、畑53㎡、計14,616㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人双方の要望です。譲受人は、今回、譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図は3ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として6月26日に、事務局と現地確認を行いました。譲受人は、お勤めのかたわら、現在、米を中心に約1.4haの規模で営農されております。今回の申請農地については、譲渡人、譲受人双方の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第114号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第114号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第115号＝

議長 続きまして、2.「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」議題といたします。議案番号第115号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて。

議案番号第 115 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字牛屋字木屋搦〇〇番、田 2,709 m²、大字新拓〇〇番、田 4,657 m²、大字新明〇〇番、田 6,022 m²、同じく〇〇番、田 4,453 m²、同じく〇〇番、田 4,448 m²、計 22,289 m²です。

譲渡人は、白石町大字新明〇〇番地、新明の〇〇さんです。譲受人は白石町大字新明〇〇番地、新明の〇〇さんです。

申請の事由は、平成 29 年 6 月 5 日付け白農指令 29 第 92 号により農地法 3 条の許可済でしたが、親族間での話し合いにより所有権移転（贈与）を取りやめたいと申請されたものです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。これは平成 29 年に生前贈与してあったでしょう。

事務局長 相続時精算課税のほうでされていた分です。

〇番 親子間で、なぜそうなったのか。

事務局長 家族の話し合いの結果、そのときに出された許可を取り下げたいということでの申請です。

〇番 わかりました。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 115 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 115 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 116 号＝

議長 続きます。3.「農地法第4条の規定による許可申請について」議題といたします。
議案番号第116号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第4条の規定による許可申請について。

議案番号第116号。

申請農地の表示。大字福富字南喜太夫搦〇〇番、田23㎡、同じく〇〇番、田56㎡、同じく〇〇番、畑33㎡、同じく〇〇番、田210㎡、大字福富字東観音〇〇番、田15㎡、計337㎡です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。

転用目的は、農家住宅、庭、農業用作業所、駐車場、通路となっております。

転用の事由としまして、〇〇番、〇〇番、〇〇番の一部は、昭和56年頃に亡き父が農家住宅を建築するとともに、庭、駐車場、通路として利用していた。また、〇〇番は、平成5年頃から通路として利用していた。〇〇番と〇〇番の一部は、平成11年頃に農業用作業所を建築していたというものです。始末書の提出があっています。

事業または施設の概要は、農家住宅203㎡、庭168㎡、農業用作業所126㎡、駐車場(2台)42㎡、通路等200㎡です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田・宅地、西側が宅地・畑・田、南側が田・道路、北側は田・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が当初からなされています。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては4ページから5ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として6月27日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農家住宅、庭、農業用作業所、駐車場、通路を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 116 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 116 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 117 号＝

議長 続きまして、4.「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 117 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 117 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地の表示。大字戸ケ里字五本松〇〇番、畑 42 m²です。

譲渡人及び申請者は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。持ち分 1/2 です。譲受人は、鹿島市大字納富分〇〇番地、〇〇さんです。同じく持ち分 1/2 です。

転用目的は、通路となっております。

転用の事由としまして、平成 12 年頃から砂利を敷き、通路として利用していた。これについては始末書の提出が 있습니다。今後も隣接している通路の拡張部分として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、通路 42 m²です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が道路、南側が宅地、北側も宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しの決定公告がなされています。

農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることです。許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満

たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては6ページから7ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として6月27日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、集合住宅への進入路の整備を行われるものです。区長、生産組合長から同意を得られてはいないものの、立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。これは図面を見ていたら第118号の議案と関連があるのではないのでしょうか。

事務局長 今回の〇〇委員の意見書の中にもございましたように、この申請につきましては集合住宅への進入路の整備のためのものです。発言のとおり次の議案の関連のものです。

○番 わかりました。

議長 他にありませんか。

○番 ○番の〇〇です。第117号を承認すると第118号も承認したということになるということではないですか。

事務局長 それはないと考えています。

○番 集合住宅の進入路を作るための第117号ですよね。

事務局長 そうですね。その転用の要件が妥当か妥当でないかで、これを単体としてご判断いただければと思います。

○番 関連がわかっていたので考えづらいところもあります。

事務局長 判断いただく材料といたしまして、事務局が先ほど説明いたしましたように、一般基準内の周辺の農地にかかわる営農条件に支障を生ずるおそれがあるかないかというところになるかなと思います。そこで判断いただければと思います。

○番 ○番の〇〇です。これは進入道路としてと今言われたでしょう。図面を見たらわかりますが、ずっと道がありますよね。実際ここにアパートができたとしても、ここが進入路となれば賛成は判断が難しい。

○番 ○番の〇〇です。先ほど〇〇委員のほうから話ができましたように、道路拡張に係る分の面積で、その手前のほうから道幅が変わらなくて、そこだけが売買の対象となっているわけですよね。道路拡張となれば道幅が一緒ぐらいの拡張でなければ車の進入は難しいのではないのでしょうか。

事務局長 全体的に考えていただいたら、そういうお考えもあるかもしれないですが、ここの転用の部分についてどう判断いただくかということで、許可し得るか、不許可相当なのかという判断をいただくということは、やはり無理がありますか。

○番 仮に、みなさん賛成で許可となったときに、118号で近隣の住民が全部反対して、この建物自体も反対になったときに、この案件で出た分がそのまま成立して拡張になるのか、あるいは建物ができないようになったときに、道路もいらないとそういう話も出るのではないかと思うのですが。

事務局長 ひとつは既にお使いいただいている事実があることは、始末書の提出もいただいているとおりのところですよ。おっしゃるように奥に予定されている、今から審議いただく集合住宅の件と関連はしております。だけど単体でお考えいただくなら、ここの許可については許可し得るものがあると判断をいただいても、118号については、またそれでお考えいただいて結果が出るものと思います。その結果によっては117号のほうも、今後、所有者の方がどうお考えになるか、それは現状がなっている部分について許可の申請をされているものだと考えますので、117号と118号はそれぞれにご判断いただければと思います。

○番 現在、既に利用されているというのは、〇〇さんが利用されているということですね。

○番 ○番の〇〇です。私も〇〇委員と一緒に現地確認に行きました。この117号は図面を見てもらえればわかるように、道と〇〇さんの家の内側にブロック塀が既にあります。

その道とブロック塀の間が、まだ〇〇さんのになっていたから、それを拡張するということでしょう。そこを〇〇さんに譲られるのですよね。117号の案件は、実際もう今は道と一緒にしているわけです。だから、拡張してもしなくても道になっているので、分けて協議したほうが良いと私は思います。

○番 〇番の〇〇です。今、みなさんの意見を聞いていたら、もう既に道として利用しているのだから、それをもとに戻してくださいとは言えないし、これは単体で考えたほうが良いと思います。

○番 〇番の〇〇です。とりあえず現地確認を行いました時点で、私も初めて現地を見に行きましたが、この道路がかなり狭くて離合もできないという道路でございまして、既に申請地が道と一緒にしまっているというのが現状です。周辺の方も離合できないもので、この広がったところで離合をされているということです。これを許可しないということになってきますと、後々問題になってくるんじゃないかという気がします。道が狭いから、そういうところをご理解いただければと思います。

議長 ここで暫時休憩いたします。

議長 10時15分に再開します。

午前9時55分 休憩

午前10時15分 再開

議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。
他にありませんか。

○番 〇番の〇〇です。法的に判断してやっていかなければいけないと私は考えます。

事務局長 事務局が説明した資料の中にも、9ページに周辺農家の2名の方にご意見いただいております。その中に、今、〇〇委員さんが言われたような懸念されることが、いわゆる営農が委縮してしまうようなことも書かれています。そこら辺も判断の中に踏まえていただいて、次の118号についてはご判断いただければと思います。

○番 〇番の〇〇です。ひとつ確認ですが、1ページの一般基準のところ、周辺農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないことと書いてありますよね。これはどこまで農業委員会で判断できるのですか。過去にこういう案件がほかのところにあったのかどうか。もしここで、地権者にとって不利な採決がされたら、その後に農業委員会を盾にとって

訴訟を起こされたときにどうするかと、そこを私たちは危惧しているのです。やっぱり損失、利益がでてきますからね。

事務局長 他市町の例を言うのはいかがかなと思いますけれども、周辺の市や町でも似たような例があっているケースもあるようです。むしろ白石町はないほうです。その市町によっては、例えば農業委員会が周辺住民の方の意見を尊重して、許可不相当という判断をされたケースも中にはあるみたいですが。ただ、知事のほうにそのまま進達いたしますけれども、県のほうでは判断基準に照らし合わせながら、許可相当という判断が出されたなどの事例も多々あるようです。

○番 そこに書いてあるように、許可、認可等の処分の見込みがあることとありますが、そのところは。

事務局長 判断してくださいと言いつつも、非常に難しいところだと思いますけれども、どういう案件も許可したという市の事例もいくつか聞きましたけれども、ここに出している材料でご判断いただければと思います。

○番 ○番の〇〇です。図面を見てもらうと分かりますが、周辺に農地がありますよね。ここは圃場整備除外地になっています。面積はこの申請地が一番広くて、あとは何箇所かありますが、ここは水路からポンプアップされています。農地を守るのが農業委員の仕事とは言ったものの、5年先、10年先を考えれば、この集落周辺の農地は耕作放棄地にならないかというような予測もできないではない。そこら辺も考えて、また申請地にアパートができれば人口が増えるからいいのではないかと考えもあるわけです。それで、区長はじめ反対者が多いということは、私たちも地元から推薦されて農業委員になっているわけですから、地元の反対ということは重いと思うわけです。そこらへんを自分たちがどういうふうに関断して許可するかしないかを、ここで議決するか、または、県に委任するか迷うところではあります。

そして、道路拡張の入り口のところですが、〇〇から入り口がギリギリの道でブロック塀を両方ともしてあります。反対者の意見というのは、工事で大きい車とかが入ってくると、壁が擦れたり、道が壊れたりするのではないかと、そのあたりから反対が多いのではないかと思うわけです。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 117 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 117 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 118 号＝

議長 続きまして、5.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 118 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 118 号。

権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地の表示。大字戸ケ里字五本松〇〇番、田 2,154 m²、同じく〇〇番、田 40 m²、計 2,194 m²です。

譲渡人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さん。譲受人は鹿島市大字納富分〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、集合住宅となっております。

転用の事由は、譲渡人は会社を経営しており、農業後継者もいないため、今後農地の状態で維持することが困難となった。申請地は集合住宅を建てるには最適な場所であるため、集合住宅を建築したいというものです。

事業または施設の概要は、集合住宅（3 棟）585.80 m²、駐車場（35 台）462.00 m²、通路・その他 1,146.20 m²です。

位置及び影響等は、東側が宅地・田・水路、西側が道路・田、南側が宅地・田、北側は田・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しで決定公告がされています。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であるものです。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として6月27日に事務局と現地確認を行いました。改めてではありませんが、農地転用許可は、立地基準及び一般基準を満たすことで許可できることとなっていることは委員さんそれぞれご承知のことだと思います。地元農業委員としまして、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるかどうかにについて主に注目をして現地確認を行いました。今回の申請につきましては、隣接農地の所有者さんなどからの承諾書が頂けていらっしゃる案件ということで、本来は地元農業委員1名で行っている現地確認を、私を含めて会長さん、副会長さん含めて複数の農業委員で一緒に行っております。

申請者様側、周辺農地の所有者様側双方から、耕作するための進入路、排水経路、日照による栽培への影響など、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるかどうかにについての意見が書面で提出されております。

申請者側様からは周辺の農地の営農条件に支障がないという意見、農地の所有者様側からは、周辺の農地の営農条件に支障があるという意見の内容でしたが、現場確認を行ったところ、実際に申請地に集合住宅が建設されたと仮定した場合、少なからず営農条件に支障があるのではないかと判断いたしました。

支障があると判断した理由は、農地の所有者様側からの「日照不足による作物の生育不良発生の懸念」、「営農作業に与える影響」などの理由からによるものです。

また、農地転用許可の一般基準に相当していたかの判断に関係があるとは言えませんが、今回の申請は地元区長さん、生産組合長さん、隣接農地の所有者さん、耕作者さん、隣接地の所有者さんなどから、承諾書がいただけていらっしゃるという状況です。

去る4月末に地元区長さんから農業委員会宛に「地元区民からの集合住宅建設の中止に関する要望書、反対署名」を添えて地元区長として同意できない旨の書類提出もあっております。

営農条件に少なからず支障を生ずる恐れがあることや、周辺関係者の同意の状況等を踏まえて考えますと、地元農業委員としましては、許可相当として県の方に進達するのは難しいのではないかと考えられます。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。この案件は、ほとんど市街化している区域に立地しているということで、既に共同住宅も近隣にできているし、先日の総会でも共同住宅の可決がされました

よね。やはり、一番問題なことは都市計画の未線引きです。確かに共同住宅とかできたら、進入路は危険なこともあるとは思いますが、しかし、その辺は共同住宅を建てる建築確認関係で法律に定められた幅を確保しないと建てられないと思います。建築によって被害があるということは、事前に建築業者に写真でも撮ってもらって、なんかあったときには補償をしてもらおうというふうなことで、別の方法で対応をしないといけないのではないのでしょうか。隣地承諾の方の反対というのを白石町は義務付けたようにしてあるけど、県の講習会では義務付けてはないということを知っています。それを白石の場合は義務付けてあるというようなことで、なかなかこういったことが、農業委員会総会にあがって難しい。確かに隣地の方たちはあるよりもないほうがいいというようなことだと思うのですね。だから、賛成するという委員さん方も、住民の人がこれだけ反対していたら、みなさんどうされるかというのを考えます。

○番 この 118 号になんで反対意見を載せたりしたのですか。私はこの資料自体が何を意味するのかわからないのですが。書類だけ見たら何の阻害するような資料ではないのです。当然、転用できるような条件をしてあるわけです。しかし、この資料があることによって、判定が非常に左右されているというのが今の会議になってしまっている。だから、農業委員会に、実際の転用や所有権移転に関する以外の意見書をここに持ち込むということは必要なのかどうかは私はわからない。それによって、判断が揺らぐことがありますので、その辺を事務局は整理をされたほうがいいのか。それと、こういう意見書が出てきたときに、どういうふうに窓口で調整するかというのも考えていただければと思います。

事務局長 この件につきましては、冒頭申し上げましたように、地域から区長さんへ、区長さんから農業委員会へというかたちで、要望やお願いがあがってきたケースです。おっしゃるように、出すのか出さないのかという判断は事務局でいたしまして、これは情報として皆様方にお知らせすべきところという判断をしたうえでお出ししています。ただ、判断材料としてどうかという部分について、私どももなかなか難しいところがあることは承知しておりますし、事前に有明の西地区の委員さん方にも現地確認をしていただいて、総会前に説明をさせていただいたというようなことも、説明が十分じゃなかったことも反省をしているところです。ただ、これを出さずにやっていただくというのは、適当じゃないという判断で反対があることはお知らせした経緯です。

○番 それは地元の農業委員さんのほうで答弁していただければいいことであって、資料に地図まで付ける必要があったのかどうかと言っているわけです。これによって、我々の判断が迷うのです。

事務局長 今後、勉強させていただきます。

事務局 先ほど、農業振興地域であるかどうかということと、農地転用の件ということで関連づけて、委員さんのほうからお話がありましたけれど、確かに関連づくところはありませんけど、農振除外については農業振興地域の整備に関する法律の範囲内で農業振興地域にするかしないかという判断を出されておりますし、今回は、農地転用の農地法による判断基準かどうかというところの視点に基づいてということで判断をしていただくこととなりますので、農振が外れているので農地転用可能でしょうということではないです。あくまでも農地法の中で判断をしていただくうえで、何回も繰り返しになりますけど、現地資料の1ページ目にある、立地基準、一般基準の農地法の中としては周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響があるのかどうかについて、視点を絞っていただくことです。農業振興地域だから出来ることを承認しているだろうということではないです。そこは農地法の基準に照らし合わせながら、今回審議をしていただくため、資料をお示ししなければ、営農条件に支障を及ぼす影響があるのかないのか、多分、口で伝えても分からないと思ったので、全委員さんのほうに、特に7ページ目から9ページ目、この資料をお配りするのはいかがでしょうかの意見もありましたけど、そこはこちらのほうとしては、そういう考えのもとで作成をさせていただいております。

○番 農振除外してあるでしょう。これは、県が認めているでしょう。

事務局 農振除外はしてあります。農振除外はしてあるから転用できますというところばかりではないです。逆に農地法では許可が出てるのに、農振除外ができないケースもあります。

事務局長 農振除外というものと農地転用はそれぞれにあって、農振地域であれば、それ相応の除外をして、それが農地転用の要件に合えば、例えば収納舎や作業所ができるとか、今まで議案として皆さんに審議していただいたところです。もともと農振除外をしてあった土地については、この手続きはせずに農地転用はどうなんだという判断をしてご審議いただいているところです。5条申請は、所有者がこの場合はお父さんであって、お父さんから息子さんに贈与をしながら住宅用地として転用の申請を一緒にされている状態でご審議いただいているところです。もちろん贈与はそのままなされる手続きと思います。転用が立地と一般の基準の中でご審議いただきたいと思います。

○番 この案件について、転用許可の申請が出ていて、計画図も出ているわけですよね。これが実際計画通りにいかなかった場合は違反になりますよね。

事務局長 最終的にはこの転用で許可されているものについては、完了したかどうかの確認はさせていただきます。

○番 計画どおり転用されていなかったら、違反になるわけですか。

事務局 計画の変更ということで、再度、農業委員会で審議をしていただいて、その変更についてまた県のほうで承認をいただくというかたちになります。

○番 これは、ただの案件だったら条件は揃っていますので何の問題もないのですが、たまたま地元の問題が我々の耳に入ってしまったので危惧しているところがあるのです。

○番 結局、これは集合住宅でしょう。こういうふうな住宅の中の広い農地ではないところは、ほったらかしてたら耕作放棄地にもなりかねない。農振除外になっているのだから反対したとしても、ここは農業委員会の判断で審議をして欲しいと思います。

○番 今、審議の中に局長から話がありましたように、農業委員会に対しては、地元の反対とかはあまり参考にならないと、そうすれば私たちは申請が出ていることについては、賛成でかまわないと思うのです。ただ、今回は区長さんを通じて農業委員会に要望書が出たということで、農業委員会の中で話が出たと思うのです。通常、こういう話がなければ、許可が出たと思うのです。区長さん、近隣の住民の方と業者の間で話をいただければ、私はこの案件については賛成です。

事務局長 個人の考えの集合体で採決をさせていただいて、許可相当か不相当なのかで進達をいたします。参考にならないという言い方は間違いでしたが、判断基準にはなるのではないかと思います。ただ、〇〇委員さんの意見書にもあるように、丸々否定するものでもなくて、そこら辺を踏まえて非常に投げかけてしまっていますが、それぞれ委員さんでご判断いただければと思っています。

○番 この周辺農地にかかる営農条件に支障を生じるおそれがないことですか。

事務局 申請者の〇〇さん側からはないと書いてある。

○番 でも地域の方からはあるとあってらっしゃるけど、何を思っているのですか。

事務局 ここに書いてある通りです。

○番 アパートは色々ありますよね。その周辺は田んぼですが、それでもちゃんとアパートは設置されていますよね。ただの意見が支障あると判断されないのですね。

事務局 されないかどうかは、〇〇委員さんがそうお考えになられればそれでいいと思います。

○番 それでいいです。

事務局長 おっしゃるように、7 ページ、8 ページに申請者側の影響がない、9 ページに周辺農地の方の影響がある。これを踏まえて、〇〇委員さんから意見を言っていたいており、少なからず営農条件に支障があると判断したとおっしゃっていただきました。

○番 営農条件に支障があるということは、水が入らないとか、排水が悪いとか、農地への入り口がないとか、そういうものであればいいわけです。しかし、農薬散布ができないとか、そういうものが本当にそうなのかなということなのです。

○番 それは本当です。それは入られたあとに結果でできます。実際、経験をされたのを私は見えています。農振除外は農業振興課のほうでやってもらっておりますし、ここでは、農地法5条でやっていかなければならないということで、今審議をされていると思います。その中で皆さん切り替えをしながら考えていただければと思っています。この資料につきましては、私はいい資料だったと思っていますし、皆さん方の判断材料に良かったと思います。

事務局長 今、〇〇委員さんから意見をいただきましたが、営農に支障があるという意見は、9 ページに2名の耕作者の方からの意見がございます。営農に支障がある日照問題や営農作業に伴う住民からの苦情についての心配がある。将来、営農を継続することに対する影響もある。ポイントを絞って耕作者の方がおっしゃっていることを文章で付けていただいております。これを踏まえて、〇〇委員さんからは、少なからず営農条件に支障があると判断をしたとおっしゃっていただきました。その理由として1点目が日照不足による作物の生育不良の発生の懸念、2点目が営農作業に与える影響、この2つに絞って少なからず支障があるという判断をしていただいております。色々意見をいただいておりますが、そこを踏まえて〇〇委員さんがおっしゃったように、それぞれ委員さんで判断いただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第118号に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

議長 ありがとうございます。採決の結果、議案番号第 118 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 119 号＝

議長 続きます。議案番号第 119 号、6.「令和元年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 119 号、令和元年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定についてご説明します。

はじめに所有権移転関係でございます。今回は 5 月の総会で申し出のあった新開地区 33 件のうちの 14 件となっております。

今回の買い手 14 件はすべて鹿島市の〇〇さんです。

利用目的は小葱、所有権の移転時期は令和元年 7 月 6 日、支払期限は令和元年 9 月 27 日、10a 当たりの対価はすべて〇〇円です。取得後の経営面積は 42,635 m²、認定農業者です。

売り手は、整理番号 1 番から順に地番、地積と総額のみ読み上げさせていただきます。

整理番号の 1 番、新拓の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 427 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 2 番、大西の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 1150 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 3 番、大西の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、155 番 3、畑の 2 筆で 1,865 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 4 番、共栄の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 551 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 5 番、共栄の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 472 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 6 番、共栄の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 368 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 7 番、新明 1A の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 1,893 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 8 番、新明 1B の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 425 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 9 番、新明 2A の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 426 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 10 番、新明 2A の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 427 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 11 番、新明 2A の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 428 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 12 番、新明 2B の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 2,245 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 13 番、新明 3B の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 427 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 14 番、新明 4A の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 426 m²。総額で〇〇円です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 8 ページにかけて 103 件、9 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 7 件、合わせまして 110 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 109 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。そのうち新規が 26 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 9 件で、再設定は 84 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 76 件です。今回の利用権の総面積は 504,746 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 2 件、個人によるものが 101 件、農地中間管理機構によるものが 7 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 17 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、110 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 119 号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 119 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、○

番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 119 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 119 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 120 号～第 129 号＝

議長 続きまして、7.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 120 号から 129 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 120 号。申し出農地の表示。大字遠江字八平〇〇番、畑の 2,558 m²、同じく〇〇番、畑の 2,948 m²、同じく〇〇番、畑の 4,719 m²、同じく〇〇番、畑の 4,715 m²、同じく〇〇番、畑の 8232 m²、計 23,172 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福吉〇〇番地、大戸下の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

議案番号第 121 号。申し出農地の表示。大字馬洗字馬田〇〇番、田の 3,836 m²、同じく〇〇番、田の 2,299 m²、計 6,135 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字馬洗〇〇番地、馬田の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

議案番号第 122 号。申し出農地の表示。大字福富字三軒家〇〇番、田の 2,981 m²、同じく〇〇番、田の 2,134 m²、計 5,115 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 123 号。申し出農地の表示。大字福富字中観音〇〇番、田の 3,270 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 124 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の 4,505 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 125 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の 3,837 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区、〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 126 号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の 3,927 m²、同じく〇〇番、田の 5,911 m²、計 9,838 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 1B、〇〇さんです。申請理由は、離農による農地の処分です。議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

議案番号第 127 号。申し出農地の表示。大字福富字中直江〇〇番、田の 1,497 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市神園〇丁目〇番〇号、佐賀市の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 128 号。申し出農地の表示。大字大渡字喜佐木〇〇番、田の 853 m²、大字大渡字キ九本松〇〇番、田 3,510 m²、計 4,363 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市材木〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 129 号。申し出農地の表示。大字福富下分字一ノ間〇〇番、田の 2,855 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、福岡県直方市大字頓野〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 120 号から議案第 129 号まで 10 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 120 号から議案番号第 129 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 120 号から 129 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名

の選任についてよろしくお願ひします。

議案番号第 120 号。

事務局 ○番と○番委員でお願ひします。

(上記については、兩名欠席のため事務所から報告)

議長 議案番号第 121 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 122 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 123 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 124 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 125 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 126 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 127 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 128 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 129 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 120 号は○番○○委員と○番○○委員、121 号は○番○○委員と○番○○委員、122 号は○番○○委員と○番○○委員、123 号は○番○○委員と○番○○委員、124 号は○番○○委員と○番○○委員、125 号は○番○○委員と○番○○委員、126 号は○番○○委員と○番○○委員、127 号は○番○○委員と○番○○委員、128 号は○番○○委員と○番○○委員、129 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 120 号は○○、121 号は○○、122 号、123 号は○○、124 号、125 号は○○、126 号は○○、127 号は○○、128 号は○○、129 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

＝議案番号第 130 号＝

議長 続きまして、8.「空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 130 号と議案番号第 131 号は、同じ空き家バンク登録物件（空き家・空き地）に付随する農地です。審議はそれぞれお願いします。

議案番号第 130 号

申出農地は、大字牛屋字三本谷○○番、田 143 m²、同じく○○番、畑 195 m²、同じく○○番、田 479 m²、計 817 m²です。

3 筆とも農振農用地区域外、圃場整備の有無も地区外です。

申出者は、白石町大字戸ケ里○○番地、戸ケ里の○○さんです。

令和元年 6 月 6 日付けで白石町空き家バンク登録申請は受理されており、担当農業委員との現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領第 3 条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。

議案の位置図は、20 ページをご参照ください。21 ページには現地の写真も添付しています。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元の農業委員として6月26日に○○委員及び事務局と現地確認を行いました。申出された農地は、申出者が所有する住宅の南側に隣接する農地で、現在は作物など作付けされておらず、管理のみおこなっておられる状況です。申出地は狭小な農地でもありますし、圃場整備も実施されていないため、農業用水の確保も困難な耕作条件不利地であり、将来、管理されなくなる可能性があるような農地であると思われまふ。このようなことから、特例農地の指定については適当であるものと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第130号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第130号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第131号＝

議長 続きまして、議案番号第131号。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第131号

申出農地は、大字牛屋字三本谷○○番、畑35㎡です。

農振農用地区域外、圃場整備の有無も地区外です。

申出者は、白石町大字牛屋○○番地、沖清の○○さんです。

令和元年6月6日付けで白石町空き家バンク登録申請は受理されており、担当農業委員との現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領第3条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。

議案の位置図は、22ページをご参照ください。23ページには現地の写真も添付して

います。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元の農業委員として6月26日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申出された農地は、議案第130号の特例農地に隣接する農地で、現在は作物など作付けされておらず、管理のみおこなっておられる状況です。申出地は狭小な農地で、圃場整備も実施されていません。また、周りを他の所有者に囲まれているため、将来、管理されなくなる可能性があるような農地であると思われます。このようなことから、特例農地の指定については適当であるものと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第131号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第131号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第132号＝

議長 続きまして、議案番号第132号。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第132号

申出農地は、大字牛屋字一本松〇〇番、田207㎡、同じく〇〇番、畑107㎡、同じく〇〇番、田34㎡、計348㎡です。

農振農用地区域外、圃場整備の有無も地区外です。

申出者は、福岡市博多区下呉服町〇番〇号、〇〇さんです。

令和元年6月10日付けで白石町空き家バンク登録申請は受理されており、担当農業委員との現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領第3条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。

議案の位置図は、24 ページをご参照ください。25 ページには現地の写真も添付しています。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元の農業委員として6月26日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申出された農地は、申出人が所有する住宅に隣接する農地で、現在は作物など作付けされておらず、管理のみおこなっておられる状況です。申出地は狭小な農地の集まりで、圃場整備も実施されていないため、農業用水の確保も困難な耕作条件不利地であり、将来、管理されなくなる可能性があるような農地であると思われまふ。このようなことから、特例農地の指定については適当であるものと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第132号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第132号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 農地賃借料情報の提供について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第8回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農業委員会だよりについて
- ③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前11時35分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員